第 3 章

書写資料

3	Λ	通	則
J	U	100	尺川

- 3.0.1 記述の範囲
- 3.0.2 記述の対象とその書誌レベル
- 3.0.3 記述の情報源
- 3.0.4 記述すべき書誌的事項とその記録順序
- 3.0.5 記述の精粗
- 3.0.6 記録の方法
- 3.1 タイトルと責任表示に関する事項
- 3.1.1 本タイトル
- 3.1.2 資料種別(任意規定)
- 3.1.3 並列タイトル
- 3.1.4 タイトル関連情報
- 3.1.5 責任表示
- 3.2 版に関する事項
- 3.2.1 版表示
- 3.2.2 特定の版にのみ関係する責任表示
- 3.3 資料の特性に関する事項
- 3.4 製作に関する事項
- 3.4.1 書写地
- 3.4.2 書写者
- 3.4.3 書写年
- 3.5 形態に関する事項
- 3.5.1 資料の数量
- 3.5.2 挿図,肖像,地図等
- 3.5.3 大きさ

- 3.5.4 付属資料
- 3.6 シリーズに関する事項
- 3.7 注記に関する事項
- 3.7.1 注記
- 3.7.2 記録の方法
- 3.7.3 注記の種類
- 3.8 標準番号,入手条件に関する事項

3.0 通則

この章では,写本,手稿などの書写資料の記述について規定する。また,その複製物をも対象とする。

文書・記録類の整理については,特に資料の原秩序を尊重し,資料の目的・機能やそれに伴う形成の状態について配慮した,文書館・史料館における整理の基準を参考とする。

3.0.1 記述の範囲

ある書写資料を他の書写資料から同定識別する第1の要素はタイトルである。しかし,同一タイトルの他の書写資料から,あるいは同一著作の他の写しや版からその書写資料を同定識別するためには,責任表示,製作等に関する事項,形態に関する事項等も記録しておく必要がある。また,その書写資料の付属資料や内容細目なども記録することがある。

3.0.2 記述の対象とその書誌レベル

書写資料については,個別資料または個別資料の集合ごとに,別の記述を作成する。 1.0.2 の規定による。

- 3.0.3 記述の情報源
- **3.0.3.1** (記述の情報源)記述は原則として,その書写資料に表示されている事項をそのまま記録する。記述のよりどころとすべき情報源は,次の優先順位による。
 - ア)明治以降の資料
 - (1)標題紙, 奥付, 表紙
 - (2)巻頭,見出し
 - (3)本文およびその資料本体
 - (4)帙,箱等の容器
 - (5)その資料以外の情報源
 - イ)江戸時代までの資料
 - (1)資料本体
 - (2)箱・帙等の容器
 - (3)その資料以外の情報源
- **3.0.3.1A** 個別資料の集合については、記述のよりどころとすべき情報源は、次の優先順位による。
 - ア)その資料の集合全体
 - イ)帙,箱等の容器
 - ウ)その資料の集合以外の情報源
- 3.0.3.1B 複製物はその原資料ではなく,複製物自体を情報源とする。
- 3.0.3.2 (各書誌的事項の情報源)各書誌的事項の情報源は,次のとおりとする。
 - ア)タイトルと責任表示

標題紙または表紙のあるもの:標題紙, 奥付, 表紙

ただし,江戸時代までの資料は次のとおりとする。情報源の選択にあたっては,時代,ジャンルあるいは造本等の事情を考慮する。

- (1)巻頭,見出し,題簽,外題
- (2)目首,自序,自跋,巻末
- (3) 奥書,見返し,扉,小口書,著者・編者以外の序跋,識語等

標題紙および表紙のないもの:巻頭,見出し

巻頭,見出し以外をタイトルの情報源とした場合には,注記にその情報源を示す。

- イ)版.....ア)に同じ
- ウ)製作事項

標題紙または表紙のあるもの:標題紙, 奥付, 表紙

ただし,江戸時代までの資料は次のとおりとする。情報源の選択にあたっては,時代,ジャンルあるいは造本等の事情を考慮する。

奥書,見返し,扉,序,跋,識語等

標題紙および表紙のないもの:巻頭,見出し

- エ)形態……その資料本体から
- オ)注記......どこからでもよい
- **3.0.3.2A** 記述対象とする資料によるべき情報源がない場合は,参考資料をはじめとして,可能な限りの情報源を調査して,必要な書誌的事項に関する情報を入手し,これを記録する。
- 3.0.3.2B 所定の情報源以外から得た書誌的事項は、補記の事実を示すため角がっこに入れて記録する。必要があるときは、注記で情報の出典を示す。
- 3.0.4 記述すべき書誌的事項とその記録順序

記述すべき書誌的事項とその記録順序は、次のとおりとする。

- ア)タイトルと責任表示に関する事項
 - (1)本タイトル
 - (2)資料種別(任意規定による事項)
 - (3)並列タイトル
 - (4) タイトル関連情報
 - (5)責任表示
- イ)版に関する事項
 - (1)版表示
 - (2)特定の版にのみ関係する責任表示
- ウ)資料の特性に関する事項(使用しない)
- エ)製作に関する事項
 - (1)書写地

- (2)書写者
- (3)書写年
- オ)形態に関する事項
 - (1)資料の数量
 - (2) 挿図,肖像,地図等
 - (3)大きさ
 - (4)付属資料
- カ)シリーズに関する事項(使用しない)
- キ)注記に関する事項
- ク)標準番号,入手条件に関する事項(使用しない)
- 3.0.5 記述の精粗

以下に,記述の精粗について,必須,標準,詳細の別による 3 水準を示す。各図書館はその実情に応じて,これらに若干の書誌的事項を加えることができる。

ア)第1水準 必須の書誌的事項

本タイトル / 最初の責任表示. 製作年. 資料の数量

イ)第2水準 標準の書誌的事項

本タイトル [資料種別] : タイトル関連情報 / 責任表示. 版表示.

製作地 : 製作者, 製作年. 資料の数量 : 挿図等 ; 大き

さ + 付属資料. 注記

- ウ)第3水準 この章において規定するすべての書誌的事項
- 3.0.6 記録の方法
- **3.0.6.1** (転記の原則)書写資料を記述するとき,次の書誌的事項は,原則としてその資料に表示されているままに記録する。
 - ア)タイトルと責任表示に関する事項
 - イ)版に関する事項
 - ウ)製作に関する事項
- 3.0.6.1A ローマ字,キリル文字などを用いる洋資料を記述する場合,タイトルと責任表示に関する事項以外は,規定の略語(付録2 参照)を使用するが,次に示す略語は,ローマ字を用いる言語による記述に使用する。ローマ字以外の言語では,これらに相当する略語を用いる。

et al. = ほか

s.l. = 製作地不明

s.n. = 製作者不明

- 3.0.6.2 (目録用の言語・文字) 1.0.6.2 を見よ。
- 3.0.6.3 (文字の転記) 2.0.6.3 を見よ。
- 3.0.6.4 (数字の記録) 1.0.6.4 を見よ。

- 3.0.6.5 (再現不能の記号等の記録) 2.0.6.5 を見よ。
- 3.0.6.6 (誤記) 1.0.6.6 を見よ。
- 3.0.6.7 (ISBD 区切り記号法) 1.0.6.7 を見よ。
- 3.0.6.8 (記入における記述の記載位置) 1.0.6.8 を見よ。
- 3.1 タイトルと責任表示に関する事項
- 3.1.0 通則
 - 1.1.0 を見よ。
- 3.1.1 本タイトル
- 3.1.1.1 (本タイトルとするものの範囲) 2.1.1.1 を見よ。
- **3.1.1.2** (記録の方法)原則として,その資料の所定の情報源に表示されているままに転記する。本タイトルの一部分が2行書き,または小さな文字で表示されていても,1行書きとし,全部同じ大きさの文字で記録する。

浩軒公勧学説 / 浩軒 「著]

(外題に「浩軒公勧学説」とあるが、「浩軒公」は小さな文字で書かれている)

社寺緊要諸布告布達摘録

(扉題で ,「 社寺 」と「 緊要 」 が角書となっている)

3.1.1.2A ルビは,それが付されている語の直後に丸がっこに入れて付記する。

味酒 (マサケ) 講記 / 大山為起 [著]

今物語国の顕言 (オキゴト) / 斉藤義彦[著]

- 3.1.1.2B 書写資料のどこにもタイトルの表示がないときは,適切な情報源による本タイトルか,目録担当者が決定した簡潔で説明的な本タイトルを補記する。補記に際しては,次のようにタイトルを付け記録する。また目録担当者が決定した旨を注記する。
 - ア) 資料の様式あるいは内容を表す簡潔なタイトル

[日記]

[都々逸画讃] / 春寿

[書簡] 昭和廿六年十一月十日 熱海 [より] 京都 暁烏敏 [へ] / 徳富猪一郎

「講義録] 東京帝国大学文学部国文科

[富士谷御杖短冊]

イ)著作の知られているタイトルか,本文の冒頭の語句を表すタイトル

「歌の秘書1

「徒然草]

「遊女手鑑]

「模様染図案]

[観立行観行相似]

3.1.1.2C 合集のタイトル等で所定の情報源にその資料全体の総合タイトルが表示されて

いて,同時にその資料に収録されている著作それぞれのタイトルが表示されているときは,その総合タイトルを本タイトルとして記録し,それぞれの著作のタイトルは内容細目として注記の位置に記録する。(2.7.3.7 ア),2.7.4.6 ア)参照)

ただし,江戸時代までの資料については,資料の内容をなす各著作のタイトルは,所 定の情報源に表示がなくても内容細目として注記の位置に記録する。

3.1.1.2D 資料全体に対応する総合タイトルがなく,資料の内容をなす各著作のタイトルが表示されているときは,これらのタイトルを所定の情報源に表示されている順で列記する。(2.1.5.2F参照)

ただし,江戸時代までの資料については,資料の内容をなす各著作のタイトルが,所 定の情報源に表示されていなくても次のいずれかの方式により記録する。

ア)それぞれの著作のタイトルを列記する。

かも ; あしかり ; ゆや ; うとう ; みわ

- イ)総合タイトルを補記する。適切な情報源等により目録担当者が決定した総合タイトルを補記するか,または,内容をなす著作のうち主要な著作のタイトルを総合タイトルとみなして記録する。内容をなす各著作のタイトルは内容細目として注記の位置に記録する。
- 3.1.2 資料種別(任意規定)

1.1.2 を見よ。

- 3.1.3 並列タイトル
 - 1.1.3 を見よ。
- 3.1.4 タイトル関連情報
- 3.1.4.1 (タイトル関連情報とするものの範囲) 1.1.4.1 を見よ。
- 3.1.4.2 (記録の方法)タイトル関連情報は、それのかかわる本タイトル(並列タイトルの 記録が先行する場合は、並列タイトル)に続けて記録する。同一著者の 2 以上の本タイ トルに共通するタイトル関連情報は、最後の本タイトルに続けて記録する。

栄華物語系図 : 自帝王至源氏

3.1.4.2 別法 長いタイトル関連情報は注記する。

濤青山月の景清

(注記「タイトル関連情報: 秋風副る琵琶の音は冷々として子を思ふ夜の鶴」)

- **3.1.4.2A** 2以上のタイトル関連情報があるときは、所定の情報源における表示のままの順で記録する。
- 3.1.5 責任表示
- 3.1.5.1 (責任表示とするものの範囲) 2.1.5.1 を見よ。
- 3.1.5.2 (記録の方法) 2.1.5.2 を見よ。
- 3.2 版に関する事項
- 3.2.0 通則

1.2.0 を見よ。

- 3.2.1 版表示
- **3.2.1.1** (版表示とするものの範囲)書写資料には出版にあたる版はないが,一つの書写資料にいくつかの稿が存在することがあり,それによって書写資料を区別できることがある。
- 3.2.1.2 (記録の方法) 1.2.1.2 の規定による。

第2稿

「増訂稿本]

3.2.2 特定の版にのみ関係する責任表示

1.2.2 を見よ。

3.3 資料の特性に関する事項

書写資料の記述においては使用しない。

- 3.4 製作に関する事項
- 3.4.0 通則
- 3.4.0.0 (記述の意義)書写資料には,本来出版項目は存在しないが,その資料の作成された場所,作成者,作成年を記録することによって,当該資料の局地性や内容の判定に役立たせることができる。
- 3.4.0.1 (書誌的事項)記録すべき書誌的事項とその記録順序は次のとおりとする。
 - ア)書写地
 - イ)書写者
 - ウ)書写年
- 3.4.0.2 (区切り記号法)
 - ア)製作に関する事項の前には、ピリオド、スペース、ダッシュ、スペース(...) を置くか、または改行して区切り記号を用いない。
 - イ)書写者の前には,スペース,コロン,スペース(:)を置く。
 - ウ) 書写年の前には,コンマ,スペース(,)を置く。

書写地:書写者,書写年

- 3.4.0.3 (複製物) 1.4.0.0E を見よ。
- 3.4.1 書写地
- **3.4.1.1** (書写地とするものの範囲)記述対象とする資料に表示されている,その資料が書写された地名である。
- **3.4.1.2** (記録の方法)書写地は,所定の情報源に表示されている地名を記録する。言語によっては地名が格変化していることがあるが,このような場合もそのまま記録する。
- 3.4.1.2A 日本の書写地は,書写者が所在している市町村名を記録する。ただし,識別上必要があるときは,都道府県名を付記または補記する。
 - (注)市名の「市」は記録しない。東京都特別区は「東京」とのみ記録する。

ただし,江戸時代までの資料については,所定の情報源に表示されている書写地をそのまま記録する。識別上必要があるときは,書写当時の都市名,国名を補記し,また地名の別称が表記されている場合は当時の一般に用いられたものを補記する。

江戸

寺町 [京都]

(書写当時の都市名を補記)

江府 「江戸 1

(一般に用いられた都市名を補記)

- 3.4.1.2B 外国地名には,識別上必要があるときは,国名,州名を付記または補記する。
- 3.4.1.2C 書写地がその資料に表示されていないときは,調査もしくは推定による書写地を 角がっこに入れて記録する。書写地不明のときは「[書写地不明]」と補記する。

洋資料を記述する場合は,書写地不明に対して,略語「s.l.」などを補記する。

- **3.4.1.2.C 任意規定** 外国の資料で書写地が不明のとき,書写した国の表示があれば国名を 記録する。
- 3.4.2 書写者
- **3.4.2.1** (書写者とするものの範囲)記述対象に表示されているその資料の書写に責任を有する個人や団体の名称,またはそれが識別できる表示。
- 3.4.2.2 (記録の方法)記述対象に表示されている名称等を記録する。
- 3.4.2.2A 書写者が転写者であると判明した場合は「転写」という用語を付して記録する。また、自筆であると判明した場合は、「自筆」という用語を付して記録する。書写者が著者であるのか転写者であるのか判断がつかない場合は、「写」という用語を付して記録する。書写者が不明のときは、「[書写者不明]」と補記する。

吉隆 「転写]

藤原成元 [自筆]

重綱 「写]

- **3.4.2.2A 別法** 書写者は,これを記録しない。ただし,必要に応じ注記する。(3.4.3.2D を も参照)
- 3.4.3 書写年
- 3.4.3.1 (書写年とするものの範囲)記述対象とする資料が書写された年(または日付)
- 3.4.3.2 (記録の方法)書写年は,書写地または書写者に続けて記録する。
- **3.4.3.2A** 明治以降の資料については,書写年は西暦紀年で記録し,他の暦年は必要があるときは付記または補記する。

1916 「大正 5]

3.4.3.2B 明治以降の資料については,書写年の記載および序文,跋文等に表示された年がないか,あるいは表示されている情報が記録するのに適切でない場合は,おおよその書写年代を推定し,これを西暦紀年で角がっこに入れて記録する。

[1900頃]

3.4.3.2B 別法 明治以降の資料については,資料に表示されている紀年をそのまま記録する。

表示されている西暦紀年を付記し、表示のないときは補記する。

3.4.3.2C 江戸時代までの資料については,表示されている紀年が書写年として適切な場合は,そのまま記録する。表示されている西暦紀年を補記し,表示がないときは,相当する西暦紀年を補記する。

文政元 [1818]

寛永 14 [1637]

干支による表記は,可能であれば,相当する元号と年数によるその国の紀年に読み替えて記録する。干支による表記は注記することができる。読み替えができない場合は,推定による補記の扱いとする。

享保 10 [1725]

(注記「奥書には「享保乙巳」とあり」)

書写年を推定により補記する場合は,元号と年数によるその国の紀年を角がっこに入れて記録し,丸がっこに入れて西暦年を付記する。干支による表記がある場合は注記する。

[正保3 (1646)]

[明和8 (1771)]

(注記「奥書に「辛卯」とあり」)

書写年の記載および序文, 跋文等に表示された年がないか, あるいは表示されている情報が記録するのに適切でない場合は, おおよその書写年代を推定し, これを角がっこに入れて記録する。干支による表記がある場合は注記する。書写年がどうしても推定できない場合は,「「書写年不明」」と補記する。

「江戸初期 1

「天文頃]

「慶長年間]

[清]

「江戸中期]

(注記「壬辰序あり」)

3.4.3.2D 書写年が 2 年以上にわたるときは ,書写開始の年と終了の年をハイフンで結び包括的な記録とする。

1906-1909

文化 6-文政 9 「1809-1826]

3.4.3.2E 書写者を省いた場合,書写年のあとに書写の表示があればそのまま記録し,それが表示されていない場合は,「「写]」を付記または補記して記録する。(3.4.2.2A 別法を

も参照)

大阪, 1928 [写] 江戸, 文政12 [1829] [写]

- 3.5 形態に関する事項
- 3.5.0 通則

1.5.0 を見よ。

- 3.5.1 資料の数量
- 3.5.1.1 (記録するものの範囲) 1.5.1.1 を見よ。
- 3.5.1.2 (記録の方法) 2.5.1.2 の規定による。

30 T

93 通

1綴 (5通)

3.5.2 挿図,肖像,地図等

必要があるときは、挿図、肖像、地図等について記録する。

30丁 : 挿図 (10図) ; 23cm

- 3.5.3 大きさ
- 3.5.3.1 (大きさとするものの範囲) 1.5.3.1 を見よ。
- **3.5.3.2** (記録の方法)大きさは外形の高さをセンチメートルの単位で,端数を切り上げて記録する。
- **3.5.3.2 別法** センチメートルの単位で小数点以下 1 桁まで端数を切り上げて記録する。 尺・寸等の単位や糎等の表記は使用しない。
- **3.5.3.2A** 2点以上の部分からなる,大きさの異なる資料は,最小のものと最大のものをハイフンで結んで記録する。
- **3.5.3.2B** 外形の高さが 10 cm 以下のものは,センチメートルの単位で小数点以下 1 桁まで端数を切り上げて記録する。
- 3.5.3.2C 縦長本,横長本,枡型本は,縦,横の長さを「×」印で結んで記録する。
- 3.5.3.2C 任意規定 常に縦,横の長さを「×」印で結んで記録する。また,大きさを書型 に対応させた用語や料紙の使い方を丸がっこに入れて記録することができる。

29 丁 ; 26.8×19.8cm (大)

4 枚 ; 15.0 × 30.4cm (折紙)

- 3.5.3.2D 巻ものは料紙の高さを,畳ものは拡げた形の縦,横の長さを「x」印で結んで記録する。畳ものは,折りたたんだときの外形の縦,横の長さを付記する。
- 3.5.4 付属資料
- 3.5.4.1 (付属資料とするものの範囲)ある書写資料に付属している資料。複合媒体資料の 別個の部分を含む。
- 3.5.4.2 (記録の方法) 2.5.4.2 を見よ。

3.6 シリーズに関する事項

原則としてシリーズに関する事項の規定は用いない。

- 3.7 注記に関する事項
- 3.7.0 通則

1.7.0 を見よ。

3.7.1 注記

1.7.1 を見よ。

3.7.2 記録の方法

1.7.2 を見よ。

- 3.7.3 注記の種類
- 3.7.3.0 (下記の特定事項に属さない注記)
 - ア)書誌的事項の誤記,誤植を正しい形に訂正して記録したときは,もとの形を注記する。
 - イ)著作の様式および言語に関する注記
 - ウ)その他記述一般に関する注記
 - エ)利用の条件に関する注記 閲覧のみ許可,複写は不可 寄託者の許可が必要
- 3.7.3.1 (タイトルに関する注記) 2.7.3.1, 2.7.4.1 の規定による。
- 3.7.3.2 (責任表示に関する注記) 2.7.3.2 , 2.7.4.2 の規定による。
- 3.7.3.3 (版および書誌的来歴に関する注記) 2.7.3.3 , 2.7.4.3 の規定による。
- 3.7.3.4 (製作に関する注記)
 - ア)書写者は,これを注記する。(3.4.2.2A 別法参照)

書写者: 「夏目漱石」とあり

書写者不明

イ)署名があればその旨注記する。

署名あり

- ウ) 自筆である場合,説明する必要があるときは注記する。(3.4.2.2A 別法参照) 自筆本
- エ)書写の手段等を注記する。

ペン写

- オ)その資料の内容が成立した年が判明している場合は,これを注記する。
- カ)書写を命じた依頼者などが判明した場合,説明する必要があるときは,注記する。
- 3.7.3.5 (形態に関する注記)
 - ア)ページ数,丁数について説明する必要があるときは注記する。(2.5.1.2 参照)
 - イ)挿図,肖像,地図等について説明する必要があるときは注記する。(3.5.2 参照)

- ウ)大きさについて説明する必要があるときは注記する。(3.5.3 参照)
- エ)付属資料 注記するときは最初に「付属資料」と記録し、付属資料が独立のページ 付や丁付、異なった種類の図版、異なった大きさをもつときは、これを付記する。 (2.5.4.2 別法 2 参照)
- オ) 形態的に独立した, 付属資料としては扱わない付録, 解説等が含まれているときは 注記する。
- カ)書写の種類について説明する必要があるときは注記する。

奈良絵本

キ)装丁

袋綴じ(線装)以外の装丁について記録する。(2.5.1.2G 参照)

懐紙

列帖装

袋綴じ(線装)の様式等について説明する必要があるときは注記する。

三つ目綴じ

康熙綴じ

亀甲綴じ

帙,箱等について説明する必要があるときは注記する。

蒔絵箱入り

士朗箱書:「芭蕉真蹟」

原装について説明する必要があるときは注記する。(2.5.1.2G 参照)

ク)料紙,表紙について説明する必要があるときは注記する。

料紙は継紙

共紙表紙

ケ)付箋,貼りこみ等について説明する必要があるときは注記する。

「神武天皇聖蹟調査関係書類」との付箋あり

押紙補注あり

コ)虫損等で保存状態がよくないもの,補修があるものについて,必要があるときは注 記する。

虫損あり(裏打ち補修あり)

破損・汚損あり

- 3.7.3.6 (シリーズに関する注記) 2.7.3.6 の規定による。
- 3.7.3.7 (内容に関する注記) 2.7.3.7, 2.7.4.6 の規定による。
- 3.7.3.8 (識語およびその他の書き入れ等に関する注記) 2.7.4.7 の規定による。
- 3.7.3.9 (残欠に関する注記) 2.7.4.8 の規定による。
- 3.7.3.10 (伝来に関する注記) 2.7.4.9 の規定による。
- 3.8 標準番号,入手条件に関する事項

平成16年12月3日 検討会資料 第 3 章 案

標準番号,入手条件に関する事項の規定は用いない。